

令和6年11月20日

令和6年

第14回米子市教育委員会定例会議案

(当日追加分)

米子市教育委員会

# 令和6年第14回米子市教育委員会定例会議案

## 目 次

報告第11号 議会の委任による専決処分について

報告第 1 1 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、別紙のとおり、同条第 2 項の規定により議会に報告する。（米子市議会 1 2 月定例会提出分）

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

報告第 1 1 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処 分 件 名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和 6 年 1 1 月 1 5 日

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 15 日

米子市長 伊 木 隆 司

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する物損事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

#### 1 和解の概要

- (1) 市側の過失割合を 10 割とする。
- (2) 市の損害賠償額を 29 万 8,023 円とし、市は、相手方に損害賠償額の全額を支払う。

#### 2 相手方

米子市在住の個人

#### 3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和 6 年 8 月 6 日
- (2) 事故発生場所 米子市大篠津町 3657 番地 1 米子市立美保中学校敷地内
- (3) 事故の状況 午前 11 時 30 分頃、米子市立美保中学校の職員が、同校の敷地内において、刈払機を使用

して草刈りの作業を行っていたところ、当該刈払機で石を跳ね飛ばし、当該跳ね飛ばされた石が、当該敷地内に駐車されていた相手方所有の普通乗用自動車の左側面後方の窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させたもの。人身事故なし。